

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書付表二

（参考）

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書付表二（メキシコの表）を次に掲げる。

付表二

1 協定附属書一第三節の注釈1(b)に関し、メキシコの表に掲げる原産品の関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 三年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(A) 三年目については、三千メートル・トン

(B) 四年目については、四千メートル・トン

(C) 五年目については、六千メートル・トン

(ii) 三年目から五年目までの各期間に適用される枠内税率は、次のとおりとする。

(A) 表2欄に一個の星印(*)を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、二千三年一月一日における実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の十を減じて得た税率とする。

(B) 表2欄に二個の星印(**)を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、二千三年一月一日における実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の二十を減じて得た税率とする。

(C) 表2欄に三個の星印(***)を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、二千三年一月一日における実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の四十を減じて得た税率とする。

2 協定附属書一第三節の注釈4(b)に関し、メキシコの表に掲げる原産品の関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 二年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(A) 二年目については、二千五百メートル・トン

(B) 三年目については、四千メートル・トン

(C) 四年目については、六千メートル・トン

(D) 五年目については、八千五百メートル・トン

(ii) 二年目に適用される枠内税率は、二千四年一月一日における実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の十を減じて得た税率又はそれよりも低い税率とする。

(iii) 三年目から五年目までの各期間に適用される枠内税率は、次のとおりとする。

(A) 表2欄に一個の星印(*)を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、二千四年一

月一日における実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の十を減じて得た税率とする。

(B) 表2欄に二個の星印(**)を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、二千四年一月一日における実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の二十を減じて得た税率とする。

(C) 表2欄に三個の星印(***)を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、二千四年一月一日における実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の二十八・五を減じて得た税率とする。

(D) 表2欄に四個の星印(****)を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、二千四年一月一日における実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の四十を減じて得た税率とする。

3 協定附属書一第三節の注釈10(b)に関し、メキシコの表に掲げる原産品の関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 三年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(A) 三年目については、二千メートル・トン

(B) 四年目については、三千メートル・トン

(C) 五年目については、四千メートル・トン

(ii) 三年目から五年目までの各期間に適用される枠内税率は、二千四年一月一日における実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の五十を減じて得た税率とする。

メキシコの表

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	基準税率	区分	注釈
〇二〇一二〇	その他の骨付き肉		Q	1
〇二〇一二〇九九	その他の骨付き肉*		Q	1
〇二〇一三〇	骨付きでない肉		Q	1
〇二〇一三〇〇一	骨付きでない肉**			
〇二〇一二〇	その他の骨付き肉			
〇二〇一二〇九九	その他の骨付き肉**			
〇二〇一三〇	骨付きでない肉			

〇二〇二三〇〇一
〇二〇二三〇〇一 X X
〇二〇六一〇〇
〇二〇六一〇〇一
〇二〇六二二一
〇二〇六二二〇一
〇二〇六二二一
〇二〇六二二〇一
〇二〇六二九
〇二〇六二九九九
〇二〇六二九九九 X X
〇二〇七一
〇二〇七一〇一
〇二〇七二二
〇二〇七二二〇一
〇二〇七二三
〇二〇七二三〇一
〇二〇七二三〇二
〇二〇七二三〇三
〇二〇七二三九九

骨付きでない肉*
ロイン、かた、うで、もも及びばらのもの**
牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）***
舌
舌***
肝臓
肝臓*
その他のもの
その他のもの*
ほほ肉、頭肉及び臓器（肝臓を除く。）***
分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）*
分割してないもの（冷凍したものに限る。）
分割してないもの（冷凍したものに限る。）*
分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
機械により脱骨したもの*
がら*
すね肉、もも肉又はすね肉ともも肉が一つになったもの*
その他のもの*

Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q
4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1

〇二〇七一四	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）
〇二〇七一一四〇一	機械により脱骨したもの***
〇二〇七一一四〇二	肝臓
〇二〇七一一四〇三	がら***
〇二〇七一一四〇四	すね肉、もも肉又はすね肉ともも肉が一つになったもの**
〇二〇七一一四九九	その他のもの***
一六〇二三一一	七面鳥のもの
一六〇二三一一〇一	七面鳥のもの*
一六〇二三一二	鶏（ガルルス・ドメステイクス）のもの
一六〇二三二〇一	鶏（ガルルス・ドメステイクス）のもの（牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するものに限り、他に掲げるものを除く。）*
一六〇二三二〇一XX	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有しないもの（他に掲げるものを除く。）***
一六〇二三九	その他のもの
一六〇二三九九九	その他のもの*
一六〇二五〇九九	その他のもの
一六〇二五〇九九AA	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）
一六〇二五〇九九BB	乾燥又は塩蔵した肉*
一六〇二五〇九九CC	気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）*